

信頼と親しみのある身近な 福智町社会福祉協議会をめざして ～共に歩む福祉のパートナー～



平成26年度 事業計画

平成18年3月1日、旧3町の社会福祉協議会が合併し8年が経過いたしました。この8年を取ってみても少子高齢化は急速に進んでおり、また孤立化や認知症など地域では多くの課題が顕在化し、またその課題も複雑化・多様化してきており、個々の力だけでは対応できなくなっています。

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法109条において、「地域福祉を推進する中核的団体」として、法的に明確に位置付けられており、地域福祉コミュニティの形成に向けて、その推進と問題解決に向けた取り組みしていくことが大きな役割の一つです。

今、福祉行政のあり方は、地域を基盤とした「地域福祉」の考え方を根底に進められています。この福智町では、「地域支え合い体制づくり事業」を中心に地域福祉コミュニティづくりに取り組んでいます。しかしさらに充実して取り組むためには、何かが足りません。それは、一人の人間としての考え方です。世界や日本、福岡県、福智町、家族そして個人となり、最小単位が一人の人間です。地域が大きくなるほど少数者は大多数者にまぎれ、個別に見えなくなっています。「地域福祉」の推進とともに、ひとりひとりを大切にした「生涯福祉」の観点からの取り組みもこれからは考えていかなければなりません。

この世に生を受け、そして安らかに人生を閉じるまでの間に、安心して安全にそしていきいきと暮らすための環境が人生（年齢）を基盤として考えられ、ライフステージに応じた福祉サービスが確立されている地域づくりのあり方を模索することも必要です。「子どもが病気になったとき仕事を休めないし預ける人がいない」。「不幸にも亡くなられたが家族は遠方で葬儀後にすぐに帰京し後片付けも手続きもできていない」。など個人の人生を基準とした中で起きるそれぞれの問題に真摯に向き合い、それにこたえていくための方策を「共に歩む福祉のパートナー」として考えていく必要があります。「生涯福祉」と「地域福祉」の考え方の一体化がこれからの新しい福祉の形であると考えます。この考えを基本に、それが共通認識のもと、関係機関や団体が一体となって取り組むことができるようその環境整備に努めてまいります。

実施計画

1. 法人機能の強化と財政健全化計画の遂行

- ①理事会・評議員会の開催 ②部会・委員会の開催 ③定例三役会の開催 ④監査会の開催
- ⑤行政懇談会の開催 ⑥課長会の開催 ⑦職場改善委員会の開催 ⑧賛助会員の募集
- ⑨寄付金の募集 ⑩共同募金運動の拡充 ⑪居宅介護支援事業の実施 ⑫訪問介護事業の実施
- ⑬障がい者自立支援事業の実施 ⑭葬祭事業の実施
- ⑮目標管理、人事考課制度の研究と労務・税務管理の法令順守の徹底
- ⑯地域福祉活動計画の見直しによる推進 ⑰新会計基準への移行 ⑱基盤強化計画の策定